

公用自動車購入（小型乗用自動車）仕様書

1. 件 名 公用自動車購入（小型乗用自動車）
2. 数 量 1台
3. 納車場所 千葉県旭市ハの612番地1（東総地区広域市町村圏事務組合）
4. 納車期限 平成31年1月25日
5. 車種及び仕様

新車・中古車の区分	新車
種 別	小型
用 途	乗用
自家用・事業用の別	自家用
形 状	ステーションワゴン
乗 車 定 員	5人
総 排 気 量	1,500cc以上
駆 動	FF
ミ ッ シ ョ ン	CVT
燃 料	無鉛レギュラーガソリン
安 全 装 備	SRSエアバック（運転席・助手席）・熱線リアウィンドウ・自動ブレーキ
車 種 等	トヨタ カローラフィルダー1.5Xビジネスパッケージ又は同等車以上（燃費値 20 km/ℓ以上・JC08 モード）
塗 色	ホワイト
付 属 品	エアコン、パワーステアリング、リアワイパー（ウォッシャー付き）、USB/CDチューナー、折りたたみ式リアシート、サイドバイザー、フロアマット、ETC車載器（セットアップ込み）、スペアタイヤ

6. 発注者が現在保有の車両について

- ・本契約においては、下記の車両を受注者が下取りすること。

自動車登録番号	千葉 500 ら 8756
車名	トヨタ カローラフィールダー
初度登録年月	平成 14 年 1 月
有効期限満了日	平成 31 年 2 月 1 日
走行距離表示値	183, 200 km (平成 30 年 9 月 1 日現在)

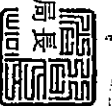
7. その他

- (1) 当該車両及び装備品等については、新規登録車とし、完成品を提供すること。
- (2) 納車場所までの納車に要する費用、登録に必要な諸費用、ETC セットアップ費用、自動車重量税、自賠責保険（36 か月）及びリサイクル関連料金並びに消費税及び地方消費税を含めること。
- (3) メーカーの責により自動車の使用ができない場合には、当該使用不能の期間について、同等の代車を用意すること。
- (4) この仕様書に定められていない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合の解釈に従うものとする。

自動車検査証

平成 29年 2月 29日

千葉運輸支局長



自動車登録番号又は車両番号	500 5 8756	建設年月日	平成 14年 5月 29日	初年度登録年月	平成 14年 1月	自動車の種別	小型乗用車	用途	自家用	車体の形状	オートマチックエンジン 車両総重量 [003]		
型式	NZE121-01-12305	原動機の型式	1-NZ	長さ	438mm	幅	169mm	高さ	151mm	前軸重	650kg	後軸重	440kg
所有者の氏名又は名称	東総地区広域市町村圏事務組合	所有者の住所	千葉県旭市六6 12-1	燃料の種類	ガソリン	前前軸重	1090kg	後前軸重	10725	後後軸重	1365kg		
使用者の氏名又は名称	*	使用者の住所	*	燃費	1.49								
使用の本拠の位置	*		*										
有効期間の満了日	平成 31年 2月 1日												
備考	<p>[千葉] 継続検査 2,000円 (JCO8 モーター燃費値) 算定未了</p> <p>平成27年度燃費表示値] 1.71.60.0km (平成29年2月2日)</p> <p>[旧走行距離計表示値] 1.57.40.0km (平成27年1月14日)</p> <p>平成10年騒音規制車</p> <p>[受検種別] 点検整備美加車</p> <p>[受検時点検整備工場]</p> <p>[受検時点検整備工場]</p> <p>以下余白</p>												



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

0057356537

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0402-4396-7917
車台番号	NZE121-0112305
車名	トヨタ

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年1月28日発行
事務処理番号:1-105498503308<4>



<<料金欄>>

シュレッタータスト料金	¥6,250
エアバック類料金	¥2,250
フロソソ類料金	¥2,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥10,680

※本券(A券)は車両標識記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目は、リサイクル料金が預託されていない状態です。使用済自動車引取時に整備が必要である場合は、リサイクル料金の追加預託が必要で

<使用済自動車引取時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0402-4396-7917
車台番号	NZE121-0112305
車名	トヨタ
預託金額	¥10,680 (消費税込み)

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により使用済自動車を引取った際(同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者)に交付する書面となります。

引取日: 年 月 日

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号

氏名・名称

事業所名称

所在地 TEL.